

だれにとっての「当たり前」？

～ みんなにやさしい町づくり ～

☎生涯学習課人権・同和教育係 ☎0943-32-0093

マジョリティとマイノリティ

皆さんは、マジョリティとマイノリティという言葉を知っていますか？ 前者は「多数派」、後者は「少数派」を意味します。社会はさまざまな人で構成されていますが、すべての人が平等な扱いを受けているわけではありません。社会のあらゆるところでマジョリティとマイノリティに分別され、その間に不平等が生じる場合があります。

なぜ不平等が生まれるのか？

日本国憲法14条では「法の下の平等」を保障しているため、マジョリティ・マイノリティに関係なく、すべての国民の権利が尊重されなければなりません。では、なぜ不平等が生まれるのでしょうか？ それは、日本のような民主主義国では、マジョリティが基準になる傾向があるからです。そのため、日常生活にも不平等が生じてしまう場合があります。【「多数決の原理」が、マイノリティにとっての困難を生み出してしまう危険性があります。

マジョリティ基準の危険性

社会では、あらゆる場面で取捨選択を迫られ、物事の決定手段として、当たり前のように多数決が採用されます。そのため、自他の人権を尊重したものであるかについては、考える機会が少なくなります。その結果、マジョリティは、自分たちが社会を構築しているような錯覚に陥ってしまうことがあるのです。

建物や交通機関などの物理的な社会環境は、体に障がない人が基準につくられています。この場合、「障がない人」がマジョリティ、「障がある人」がマイノリティです。

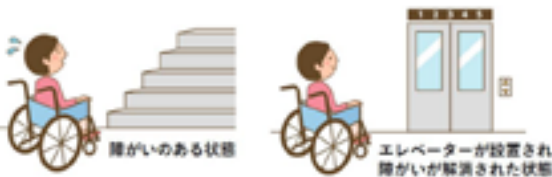
このような社会環境が「当たり前」のものと思われている限り、障がある人が直面する困難は、あくまでも本人に原因があるとして片付けられてしまいます。マジョリティが、自分たちを基準に社会や制度、慣習、価値観などをつくり続けてしまうと、それを「普遍的」「当たり前」のものと錯覚し、すべての人に当てはめてしまう危険性があります。

障がある人の社会モデル

障がある人は、社会によって生み出されているものであり、それを取り除く責務は社会全体にある、という考え方を「障がある人の社会モデル」といいます。近年では、この考え方に基づき、社会環境を改善し、障がある人の不利益を減らしていこう、という流れにあります。

すべての物事をマジョリティ基準で決めるのではなく、マイノリティの意見にも耳を向け、同じ目標に向けて取り組むことが「共生社会」の実現に求められます。

「障がある人の社会モデル」



「障がある」は、個人の心身機能の障があること、個人を取り巻く社会（モノ、環境、人的環境等）の障との相互作用によってつくられるものです。この考え方を「障がある人の社会モデル」といい、国連の「障害者の権利に関する条約」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等は、この考え方に立っています。

「障がある人への合理的配慮ガイドブック」福岡県 をもとに作成

「当たり前」について考える

自分が「当たり前」「当然」と思っていることが、必ずしもすべての人に当てはまるわけではない、ということを知ることが大切です。そのため、社会的に不利な立場に置かれている人を知り、どのような部分に自分と差異があるかを考え、どんなことに困っているのか、実際に話を聞いてみましょう。当事者に話を聞くことで、自分分は分かっているつもりでも、実はまったく分かっていなかったことに気づかされる場合があります。

マジョリティを基準に「当たり前」「当然」としてきた制度や規則、慣習、価値観などを見直すことは、マイノリティのためにはありません。マジョリティにとっても有意義なことです。社会の多様性を認めたくえで、異なる属性の人と意見を交わし、お互いが「当たり前」について考えてみるのが大切です。

【参考】福岡県人権教育指導者向け学習資料「KARAFULL」

ふるさと 再発見

広川町郷土史研究会

学校と教育制度の変遷 その7

～ 修業義務年限の延長と尋常高等小学校 ～

広川高等小学校開設当初の生徒数は192人（うち女子は30人）

教職員は、福島高等小学校から就任した川口廣人校長以下、4人でのスタートです。

授業料は1人当たり月額20銭で、事情によっては半額の10銭、あるいは全額免除の特例もありました。

開設当初から基本金の蓄積が始められ、基金の一部に、上広川村吉常の坂田與市より金100円の寄付もありました。

広川高等小学校は、下広川村・中広川村・上広川村3村組合立で、入学できるのはそれぞれの尋常小学校の修了者でした。

尋常小学校修業年限（義務）が、6か年となる

明治40年（1907年）3月21日、「小学校令」が改正されたことで、従前の尋常小学校修業年限が6か年（義務）となります。このことに伴って、高等小学校の課程は2か年となりました。

広川高等小学校は、大正8年（1919年）4月に廃止されて、各尋常小学校に高

等科が設置されます。これを機として校名もそれぞれ、下

広川尋常高等小学校、中広川尋常高等小学校、上広川尋常高等小学校と変わりました。

同6年5月には従前の水原尋常小学校が廃されて、上広川尋常小学校（所在地、大字吉常728番地ほか）に統合されていたことで、手狭になったことが窺えます。同8

年4月には、尋常高等小学校となったのを機に、大字水原949番地（現在の上広川小学校の場所）へ移転します。「上広川尋常小学校沿革史」によると、同9年3月に竣工とあります。

話を少し戻しますが、「広川町史」（平成17年刊）の編さんに係る調査過程で聞き取った古老の言では、広川高等小学校で使っていた備品などは、それぞれ3尋常高等小学校に分配されたので、生徒たちが机やイスなどを取りに行ったとのことでした。

また広川高等小学校の屋根を飾っていた鬼瓦が、このほど解体（令和5年4月）された町役場旧庁舎1階の階段の下に保存されています。

したが、所在不明となったことは残念です。

国定教科書の使用が始まる

明治36年4月13日に「小学校令」が改正され、国定教科書制度の確立が図られました。「小学校令施行規則中改正」も行われて、翌年4月1日から国定教科書が使用されることになりました。

このころには就学児童が増加したようで、各校ともに教室の増築が続きます。

同40年3月21日の「小学校令」改正で、修業義務年限が6か年に延びたことは、すでに先に述べた通りです。



▲広川高等小学校の全景

広川町古墳資料館だより

11月に「銅矛里帰り展」を計画しています。

江戸時代に町内の天神浦堤と田代堤（いずれも藤田村）から出土した銅矛18口のうち、箱書きと共に神社に奉納された3口を借りる準備をしています。う

ち2口は、所有神社から久留米市に寄託されています。寄託とは、所有権を所蔵者にとどめたまま、文化財資料などを適切な保存管理のもと、保管するもので、文化財の破損・劣化や盗難防止には有効な方法です。



▲天神浦堤から出土した銅矛